

特定地域の公的医療機関への医師派遣事業実施要綱

（目的）

第1条 特定地域の公的医療機関へ医師の派遣等を行う医療機関に対して、派遣等に要する費用の支援を行うことにより、地域偏在及び診療科偏在の解消を図り、地域医療提供体制を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）派遣受入医療機関

次のいずれかを満たす埼玉県内の医療機関であって、第6条の交付要件を満たすものをいう。

ア 小児科、産科、救命救急センターへ医師派遣を希望する特定地域の公的医療機関

イ 医師派遣を希望する秩父地域の公的医療機関

（2）派遣医療機関

派遣受入医療機関からの要請に基づき医師の派遣等を行う医療機関をいう。

（医師派遣の手続）

第3条 県は、派遣受入医療機関が医師派遣を希望する診療科及び派遣人数を調査し、派遣協議の可否について別紙様式1「補助対象医師派遣通知書」により派遣受入医療機関に通知する。派遣受入医療機関は通知に基づき派遣医療機関と協議を行い、これによって行われる医師派遣について、派遣医療機関は県に補助金の交付を申請することができる。

（補助対象事業）

第4条 補助対象となる派遣の始期前に派遣医療機関において一定期間継続して雇用されていた者を、常勤又は非常勤として一定期間継続して派遣するものであり、派遣医療機関において、派遣受入医療機関の診療科ごとに派遣する医師数が令和7年度より増加するものについて、補助対象とする。ただし、次のいずれにも該当しないこと。

（1）医師法第16条の2第1項に定める臨床研修のための研修による医師派遣

（2）同一法人又は同一経営主体間の医師派遣

（3）派遣受入医療機関が他医療機関へ医師を派遣したことにより生じた人員不足を補充するための医師派遣

（4）その他、知事が適当でないと認めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は次のいずれかとし、特定地域の公的医療機関への医師派遣事業交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条第1項に定める額とする。

(1) 前条に規定する対象事業の実施に伴い生じる逸失利益相当額

(2) 地域の実情に応じた医師の養成のための卒前・卒後の教育に寄与し、養成した医師を地域に派遣することを目的とした寄附講座を運営するための経費又は派遣受入医療機関が支出する寄付金

なお、卒後の教育にはリカレント教育も含むこととして差し支えないが、女性医師支援センター事業等の既存事業において対象となる復職支援については対象外とする。

(交付要件)

第6条 補助金の交付要件は、次のいずれにも該当することとする。

(1) 対象事業を実施する医療機関は、双方が確認した医師派遣であることを明らかにする観点から、補助を受けるにあたって事前に医師派遣の相手方の医療機関の確認を得ること。

(2) 前条に規定する補助対象経費について、他の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助事業者)

第7条 第5条第1項第1号の補助対象経費に係る事業を実施する者は、第2条第1項第2号に掲げる者とする。

2 第5条第1項第2号の補助対象経費に係る事業を実施する者は、第2条第1項第1号又は同条第1項第2号に掲げる者とする。

3 補助事業者は、この要綱に基づき、医師派遣の補助事業を行うこととする。ただし、要綱に反しない範囲において、必要な規程を定めることを妨げない。

(事業の対象期間)

第8条 補助の対象となる期間は、各年度の4月1日から翌年の3月31日までの間とする。

(補助金の申請手続き)

第9条 補助金の申請手続きに関する事項は、次のとおりとする。

(1) 補助金の申請をする派遣医療機関の代表者は、交付要綱で定める補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(2) 知事は、補助金の交付対象医療機関を決定したときは、交付要綱で定める補助金交付決定通知書により、補助金の申請をした医療機関に通知するものとする。

(派遣医師受入れ後の対応)

第 10 条 派遣受入医療機関は、派遣医師に対して同医療機関における業務が円滑に行われるよう必要な支援策を講じるよう努めることとする。

(派遣医師の服務等)

第 11 条 派遣医師は、派遣受入医療機関における業務の間、同医療機関の関係規程を遵守し、同医療機関の長の指導及び指示に従わなければならない。

(報告)

第 12 条 知事は、派遣医師の勤務状況等について、必要に応じて派遣医療機関に報告を求めることができる。

附則

この要綱は、令和 8 年 4 月 3 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別紙様式1（第3条関係）

年 月 日

（派遣受入医療機関） 様

埼玉県知事

令和 年度特定地域の公的医療機関への医師派遣事業
補助対象医師派遣通知書

貴院の意向等を踏まえ、下記の派遣医師の受入については標記事業の補助対象とするので、実施要綱3条の規定により通知します。

記

1 補助対象となる医師派遣

受入診療科	派遣医師の受入数 （常勤換算）
	人
	人
	人